

「一般送配電事業者が行う調整力の公募調達に係る考え方（改定案）」新旧対照表

改 定 後	現 行
<p>1. 検討の背景 （略）</p> <p>本報告書は、事前に経済産業省が一般送配電事業者による適切な調整力の調達の在り方について基本的な考え方を示し、調整力の公募調達が公平性・透明性を確保した形で円滑に開始できるよう、電力・ガス取引監視等委員会（以下「委員会」という。）の下に設置した制度設計専門会合又は制度設計・監視専門会合において、資源エネルギー庁をオブザーバーとし、公平性や透明性が確保された公募調達の実施方法や委員会による監視の在り方等について議論された内容を踏まえ、「一般送配電事業者が行う調整力の公募調達に係る考え方」として、公募調達の公平性・透明性を担保するための考え方、望ましいと考える公募調達の実施方法等を示すものである。</p> <p>（略）</p> <p>2. ～ 3. （略）</p> <p>4. 公募調達実施時 （1）～（8） （略）</p> <p>（9）<u>特定地域に立地していることが必要な電源等（削除）</u></p> <p>一般送配電事業者は、アンシラリーサービスとして、供給信頼度を確保する必要がある、そのためには、電圧を維持するた</p>	<p>1. 検討の背景 （略）</p> <p>本報告書は、事前に経済産業省が一般送配電事業者による適切な調整力の調達の在り方について基本的な考え方を示し、調整力の公募調達が公平性・透明性を確保した形で円滑に開始できるよう、電力・ガス取引監視等委員会（以下「委員会」という。）の下に設置した制度設計専門会合において、資源エネルギー庁をオブザーバーとし、公平性や透明性が確保された公募調達の実施方法や委員会による監視の在り方等について議論された内容を踏まえ、「一般送配電事業者が行う調整力の公募調達に係る考え方」として、公募調達の公平性・透明性を担保するための考え方、望ましいと考える公募調達の実施方法等を示すものである。</p> <p>（略）</p> <p>2. ～ 3. （略）</p> <p>4. 公募調達実施時 （1）～（8） （略）</p> <p>（9）<u>特定地域に立地していることが必要な電源等（電源 I）</u></p> <p>一般送配電事業者は、アンシラリーサービスとして、供給信頼度を確保する必要がある、そのためには、電圧を維持するた</p>

めに必要な電源やブラックスタート機能を有する電源など、通常の周波数制御・需給バランス調整業務に必要な調整力とは異なる機能を有する電源等が必要となる。

このような特殊な電源等については、応札可能な発電事業者等が限定されていることから、公募調達ではなく、相対取引による調達を行う方が事務コストの面から効率的となる可能性がある。しかしながら、事前に公募要領等において、立地や機能等を要件等として設定することで、公募調達は可能であり、また、公募調達の実施により、潜在的な応札者に情報が伝わることで、今後、新規の電源開発等が行われる場合に当該公募調達への応札を考慮した投資判断が可能となる点も重要である。

これらの点を考慮すると、供給信頼度確保のための特殊な電源等についても、調達に当たっては公募調達を行うことが望ましいと考えられる<sup>1819</sup>。

他方、このような特殊な電源等は、応札可能な発電事業者等が限定されていることに加え、ブラックスタート機能などの提供に必要な設備が特定の機能に特化しており、他用途への転用が困難であるという特性を有する。

このため、当該設備に対する投資費用や訓練費等の運用費用、保守・補修費等の維持費用を回収するための収益機会が限定され、単年度契約を前提とした公募調達の場合、費用回収の予見性が確保できず、新規の電源開発や設備更新に対するインセンティブが働きにくい状況にある。一部の一般送配電事業者のエリアでは、このような状況を背景とした入札不調が発生しており、今後、他のエリアにおいても同様の状況が顕在化した場合、必要な調整力が提供されないおそれがある。

こうした状況を踏まえ、供給信頼度確保のための特殊な電源等については、上記の考え方に基づき公募調達を実施し、それでも必要量を確保できなかった場合には、例えば、発電事業者

めに必要な電源やブラックスタート機能を有する電源など、通常の周波数制御・需給バランス調整業務に必要な調整力とは異なる機能を有する電源等が必要となる。

このような特殊な電源等については、応札可能な発電事業者等が限定されていることから、公募調達ではなく、相対取引による調達を行う方が事務コストの面から効率的となる可能性がある。しかしながら、事前に公募要領等において、立地や機能等を要件等として設定することで、公募調達は可能であり、また、公募調達の実施により、潜在的な応札者に情報が伝わることで、今後、新規の電源開発等が行われる場合に当該公募調達への応札を考慮した投資判断が可能となる点も重要である。

これらの点を考慮すると、供給信頼度確保のための特殊な電源等についても、調達に当たっては公募調達を行うことが望ましいと考えられる<sup>1819</sup>。

等からのプロポーザル等に基づき、複数年契約を前提とした相対取引による調達を認めることも考えられる<sup>20</sup>。なお、相対取引による調達を行う際には、一般送配電事業者において、電源等確保の必要性や手段の有効性<sup>21</sup>、契約内容の妥当性等について十分に検討することが望ましい。

これを踏まえ、望ましい対応は以下のとおり。

- 供給信頼度を維持するための特殊な電源についても、適切な要件等の設定を行い、公募調達の方法で確保する。
- まず公募調達を実施し、それでも必要量を確保できなかった場合には、例えば、発電事業者等からのプロポーザル等に基づき、複数年契約を前提とした相対取引による調達を行うことができる。
- 相対取引による調達を行う際には、電源等確保の必要性や手段の有効性、契約内容の妥当性等について十分に検討する。

脚注 18～19 (略)

脚注 20 必要量まで確保できなかった場合については、「4. (10) 必要量まで確保できなかった場合」において詳細を記載している。

脚注 21 必要に応じて電力広域的運営推進機関に検証協力を求めること。

(10) (略)

#### (11) 電源Ⅱの応答義務 (略)

このようなことから、電源Ⅱについては、イ) 発電事業者等に起因せず<sup>22</sup>、ロ) 事前に予定が確認でき、かつ、ハ) 事後的に検証が可能な一定の範囲内においては、指令に応じないことが

これを踏まえ、望ましい対応は以下のとおり。

- 供給信頼度を維持するための特殊な電源についても、適切な要件等の設定を行い、公募調達の方法で確保する。

脚注 18～19 (略)

(新設)

(新設)

(10) (略)

#### (11) 電源Ⅱの応答義務 (略)

このようなことから、電源Ⅱについては、イ) 発電事業者等に起因せず<sup>20</sup>、ロ) 事前に予定が確認でき、かつ、ハ) 事後的に検証が可能な一定の範囲内においては、指令に応じないことが

できることを契約において定めることが望ましいと考えられる。また、発電事業者等は、指令に応ずることが困難となる場合には、速やかに一般送配電事業者に連絡をするものとし、一般送配電事業者は、こうしたケースをとりまとめ、経済産業省に対して報告を行うことが望ましいと考えられる。

(略)

脚注 22 (略)

## 5. 公募調達の実施に伴う情報の公表

(略)

このため、一般送配電事業者は、電源Ⅰ及び電源Ⅱとして契約をした発電事業者等が競争上不利益を被らないように配慮しつつ<sup>23</sup>、以下の情報を適切な時期に公表することが望ましいと考えられる。

(略)

脚注 23 (略)

## 6. 調整力の要件等についての意見募集

今後は、一般送配電事業者が旧一般電気事業者以外の発電事業者等からも広く調整力を調達することで、発電事業者等による競争が促進され、さらなる効率化や市場全体での調整力の増加が期待される。この観点からは、公募要領等で定める要件についても工夫し、多様な発電事業者等からの提案や意見を受け、調整力として活用が可能なものについては、積極的に採用していくことも重要である<sup>24</sup>。

脚注 24 (略)

できることを契約において定めることが望ましいと考えられる。また、発電事業者等は、指令に応ずることが困難となる場合には、速やかに一般送配電事業者に連絡をするものとし、一般送配電事業者は、こうしたケースをとりまとめ、経済産業省に対して報告を行うことが望ましいと考えられる。

(略)

脚注 20 (略)

## 5. 公募調達の実施に伴う情報の公表

(略)

このため、一般送配電事業者は、電源Ⅰ及び電源Ⅱとして契約をした発電事業者等が競争上不利益を被らないように配慮しつつ<sup>21</sup>、以下の情報を適切な時期に公表することが望ましいと考えられる。

(略)

脚注 21 (略)

## 6. 調整力の要件等についての意見募集

今後は、一般送配電事業者が旧一般電気事業者以外の発電事業者等からも広く調整力を調達することで、発電事業者等による競争が促進され、さらなる効率化や市場全体での調整力の増加が期待される。この観点からは、公募要領等で定める要件についても工夫し、多様な発電事業者等からの提案や意見を受け、調整力として活用が可能なものについては、積極的に採用していくことも重要である<sup>22</sup>。

脚注 22 (略)

## 7. 事後における考え方

### (1) 調整力の必要量の適切性

(略)

このため、経済産業省は、調整力の必要量に関する事後的な検証として、電源Ⅰの活用状況（稼働状況）を確認し、例えば、電源Ⅰとして契約はしたものの、全く活用していないような電源等が存在する場合には、当該一般送配電事業者へのヒアリング等を実施するとともに、当該電源等を電源Ⅰとして契約する必要があると判断した理由、根拠等について、慎重な検討を行う<sup>25</sup>。

脚注 25 (略)

### (2) (略)

### (3) メリットオーダーの状況

(略)

このため、経済産業省は、一般送配電事業者がメリットオーダーに基づいた適切な調整力の運用を行っていることについて、事後的な確認を行い、適切なメリットオーダーによる運用が行われていないように見受けられるケースについては、当該一般送配電事業者へのヒアリング等を実施し、電気の利用者の利益の保護又は電気事業の健全な発達に支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認めるときは、運用の改善についての指導や勧告等を行う<sup>26</sup>。

脚注 26 (略)

## 8. ～9. (略)

## 7. 事後における考え方

### (1) 調整力の必要量の適切性

(略)

このため、経済産業省は、調整力の必要量に関する事後的な検証として、電源Ⅰの活用状況（稼働状況）を確認し、例えば、電源Ⅰとして契約はしたものの、全く活用していないような電源等が存在する場合には、当該一般送配電事業者へのヒアリング等を実施するとともに、当該電源等を電源Ⅰとして契約する必要があると判断した理由、根拠等について、慎重な検討を行う<sup>23</sup>。

脚注 23 (略)

### (2) (略)

### (3) メリットオーダーの状況

(略)

このため、経済産業省は、一般送配電事業者がメリットオーダーに基づいた適切な調整力の運用を行っていることについて、事後的な確認を行い、適切なメリットオーダーによる運用が行われていないように見受けられるケースについては、当該一般送配電事業者へのヒアリング等を実施し、電気の利用者の利益の保護又は電気事業の健全な発達に支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認めるときは、運用の改善についての指導や勧告等を行う<sup>24</sup>。

脚注 24 (略)

## 8. ～9. (略)

10. 改定履歴等

平成28年10月17日制定

令和 3年 4月15日

令和 6年 3月25日

令和 8年 ●月 ●日

以上

10. 改定履歴等

平成28年10月17日制定

令和 3年 4月15日

令和 6年 3月25日

以上